

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「通所介護をいう。」の次に「以下同じ。）」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日あたり12人以下となる数とする。」に改める。

第45条第6項の表中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第193条」を「条例第195条」に改める。

第47条、第61条第3項、第73条第2項及び第74条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄